

# 水道料金の改定について（第2回・別冊）

令和7年度第3回上下水道事業審議会  
日時：7月25日（金）午前10時～  
場所：知立市役所第2・3会議室

---

令和7年度

知立市役所  
上下水道部 水道課

# § 1 .この案の趣旨

パターン①の一律15%上昇の案をベースに次の方針を加味したもの

## 改定方針

- ・小口使用者、とりわけ使用量の少ない客層への配慮として、少ない区分の従量料金の改定率を平均値よりも低減させる。
- ・今後の人団減少社会への準備として、基本料金と従量料金の比率を基本料金が増えるよう調整する。

パターン①'  
基本料金を20.0%、  
従量料金を13.2%上昇

基本料金・従量料金の改定

影響額について

従量料金の上昇値にかかる根拠等

## § 2. パターン別改定案 【パターン①'】

### 【パターン①'】 基本料金 一律20.0%改定

(単位：円・税抜・1ヶ月あたり)

	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
改定前	560	1,370	2,500	7,650	11,330	28,350	47,600
改定後	672	1,644	3,000	9,180	13,596	34,020	57,120
差額	112	274	500	1,530	2,266	5,670	9,520
増加率	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%

### 【パターン①'】 従量料金 平均13.2%改定

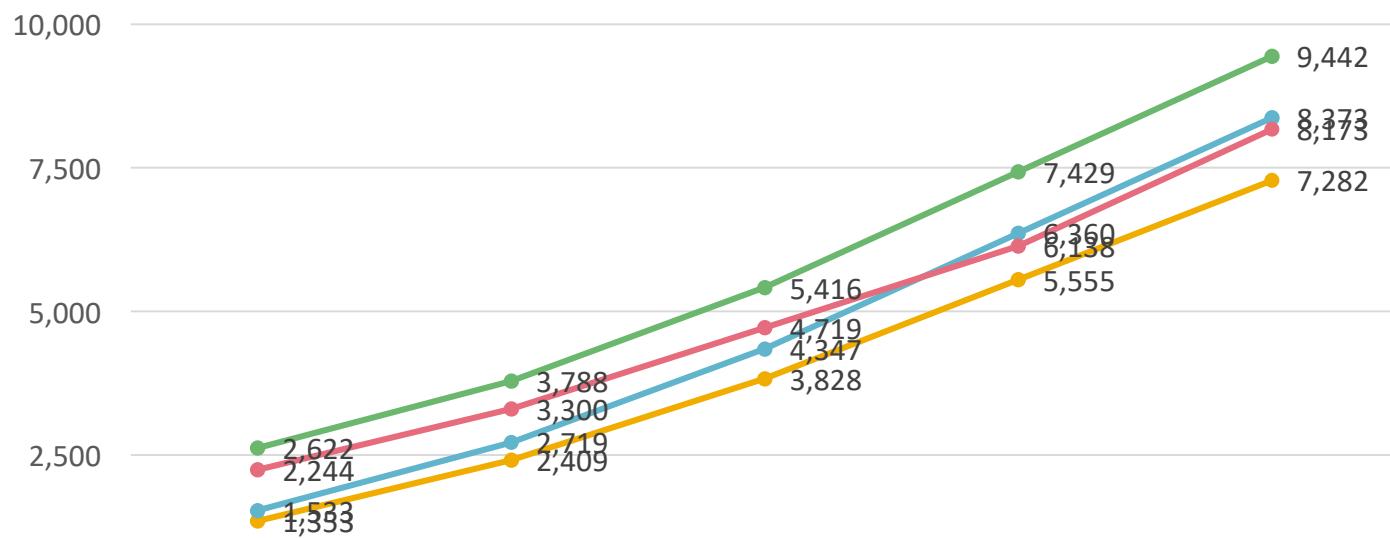
(単位：円・税抜・1m<sup>3</sup>あたり)

	~10m <sup>3</sup>	11m <sup>3</sup> ～ 20m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> ～ 30m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> ～ 50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ～ 100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ～	臨時用
改定前	67	96	129	157	185	216	291
改定後	74	106	148	183	215	247	335
差額	7	10	19	26	30	31	94
増加率	10.4%	10.4%	14.7%	16.6%	16.2%	14.4%	15.1%

※臨時用は、基本料金が無いため平均改定率を乗じています。

# 影響額について【パターン①'】

13mm,20mmメーターの新旧料金比較(1か月あたり)



	10m³	20m³	30m³	40m³	50m³
13mm旧料金	1,353	2,409	3,828	5,555	7,282
13mm新料金	1,533	2,719	4,347	6,360	8,373
20mm旧料金	2,244	3,300	4,719	6,138	8,173
20mm新料金	2,622	3,788	5,416	7,429	9,442

# 影響額について【パターン①'】

## 料金算定シミュレーション

口径	件数	水量(m³)	基本料金	従量料金	合計	増減率
13mm	144,154	3,674,640	196,694,400	347,618,041	544,074,450	14.4%
20mm	62,253	2,489,664	185,466,426	263,632,557	450,015,900	15.6%
25mm	3,824	294,195	22,582,704	53,109,174	75,692,605	36.3%
40mm	1,317	367,692	24,035,598	82,674,863	106,031,166	30.9%
50mm	332	261,258	8,852,262	61,424,838	69,544,183	24.9%
75mm	66	130,197	4,490,640	31,317,459	35,394,315	16.5%
100mm	0	0	0	0	0	0%
合計	211,949	7,217,646	442,122,030	839,776,932	1,281,898,962	17.8%

## 料金の上昇率にかかる根拠等【パターン①'】

---

- ・基本料金を20%上昇、残りを従量料金で賦課する場合、  
①基本料金の比重を重くすることで経営の安定化に資する

水道料金算定要領によれば知立市における基本料金と従量料金の収入比率は概ね1:1が望ましいという結果が出ている。このことを受けて、従来の料金体系を踏襲しつつ、今回の上昇率を基本料金に比重を重くさせた。

20%とした理由は下記②のとおり激変緩和措置と、経営戦略上20%の改定率が望ましいとされているため。

- ②比較的料金改定による水道料金の激変は生じない

各口径において平均的な水量を使った場合に、その変動は+14.07%から+16.30%となっており、口径や使用水量の違いによる格差は少ない。

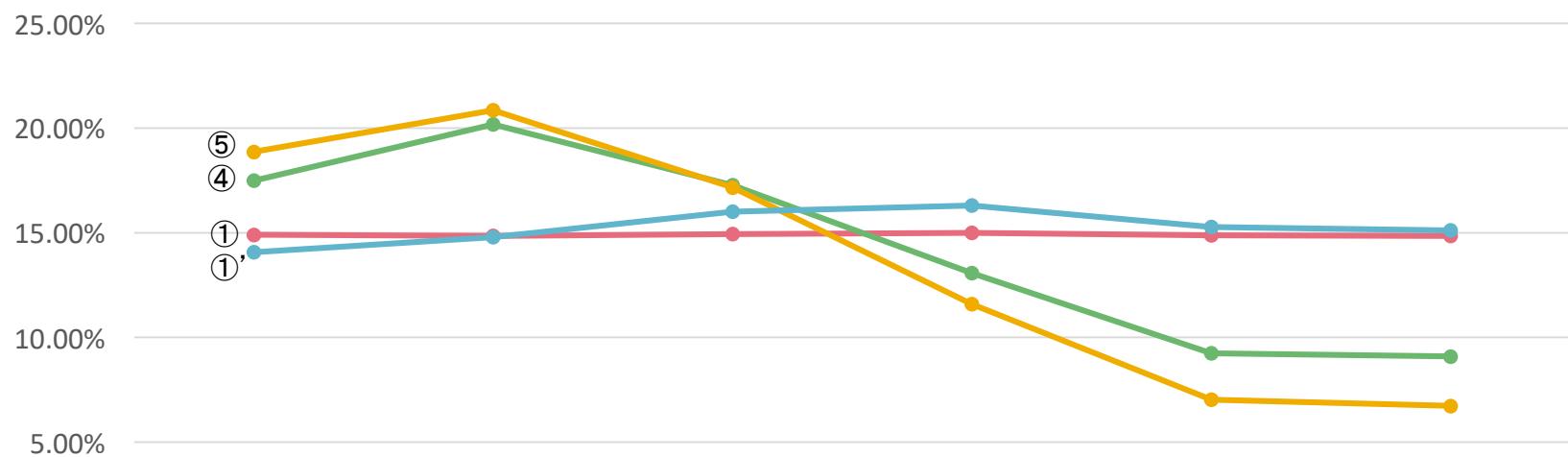
## § 3. パターン別増額予想 【パターン①'】

利用者イメージ	一人世帯	複数人世帯	小型店舗 集合住宅	中型店舗 集合住宅	学校 大型店舗	工場 大規模施設
口径 水道使用量	13mm 25m <sup>3</sup>	20mm 40m <sup>3</sup>	25mm 77m <sup>3</sup>	40mm 279m <sup>3</sup>	50mm 787m <sup>3</sup>	75mm 1973m <sup>3</sup>
現行料金	1,617	3,300	7,430	34,641	99,040	258,658
改定後	1,845	3,788	8,619	40,289	114,159	297,743
増加額	228	488	1,189	5,648	15,119	39,085
増加率	14.07%	14.79%	16.01%	16.30%	15.27%	15.11%

※水道使用量は2か月分を、料金は1か月分を示しています。

# § 3. パターン別増額予想 【増加率】

各パターンの増加率比較



	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm
パターン①	14.90%	14.85%	14.94%	14.99%	14.88%	14.85%
パターン④	17.49%	20.17%	17.27%	13.07%	9.24%	9.09%
パターン⑤	18.86%	20.85%	17.16%	11.59%	7.03%	6.73%
パターン①'	14.07%	14.79%	16.01%	16.30%	15.27%	15.11%

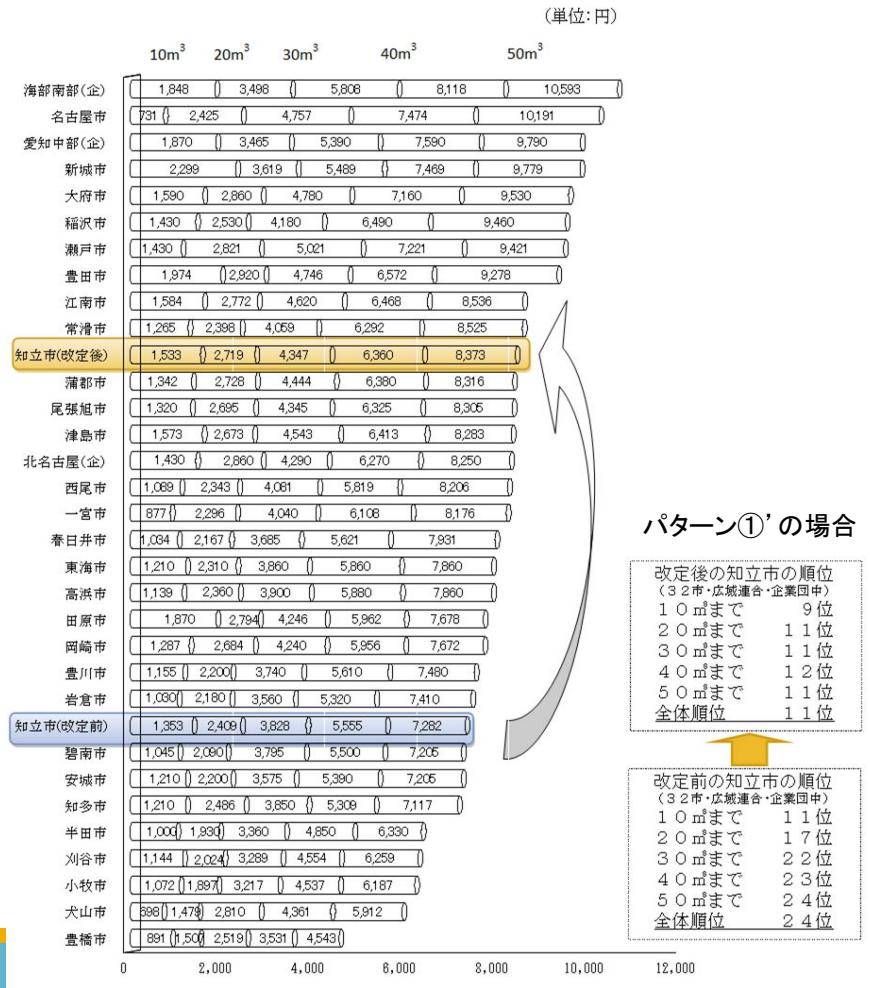
## § 3. 各パターンの影響 (大口使用者)

順位	口径	水量	従前料金	パターン①'	パターン①' 増加率
1	75	8,689	2,113,038	2,410,885	14.10%
2	50	5,129	1,229,738	1,402,616	14.06%
3	40	4,426	1,054,609	1,202,669	14.04%
4	40	4,370	1,041,304	1,187,516	14.04%
5	50	4,131	992,613	1,132,557	14.10%
6	50	3,727	896,623	1,023,235	14.12%
7	50	2,890	697,752	796,743	14.19%
8	40	2,724	650,214	751,823	14.21%
9	40	2,660	635,008	724,790	14.14%
10	75	2,469	627,774	727,753	14.58%

※水道使用量も料金も2か月分を示しています。

# § 4 .他事業体との比較

(1ヶ月分・税込) 令和7年6月1日現在



パターン①' の場合

改定後の知立市の順位 (32市・広域連合・企業団申)	
10m <sup>3</sup> まで	9位
20m <sup>3</sup> まで	11位
30m <sup>3</sup> まで	11位
40m <sup>3</sup> まで	12位
50m <sup>3</sup> まで	11位
全体順位	11位

改定前の知立市の順位 (32市・広域連合・企業団申)	
10m <sup>3</sup> まで	1位
20m <sup>3</sup> まで	7位
30m <sup>3</sup> まで	2位
40m <sup>3</sup> まで	3位
50m <sup>3</sup> まで	4位
全体順位	4位

## 改定前後の知立市の順位一覧

口径13mm	改定前	パターン①	パターン①'
10m <sup>3</sup>	11位	9位	9位
20m <sup>3</sup>	17位	10位	11位
30m <sup>3</sup>	22位	11位	11位
40m <sup>3</sup>	23位	11位	11位
50m <sup>3</sup>	24位	11位	12位
全体順位	24位	11位	11位

※1 改定前から上がった順位(増額)は赤字、下がった順位(減額)は青字

※2 各事業体の料金は、令和7年6月1日改定まで反映

# § 5 . その他の料金改定

---

## 【団地における特例について】

知立団地の一部の使用者に対する特例においても、採択された案の改定率に基づき料金改定を実施します。

## 【内容】

知立市水道事業給水条例附則第3項の規定による特別料金

3 住宅都市整備公団の建設に係る共同住宅を使用するもののうち、メータ一口径20ミリメートルのものの基本料金は、第25条の規定にかわらず、メータ一口径13ミリメートルの基本料金に170円を加算したものとする。

	パターン①	パターン①'	パターン④	パターン⑤
改定後	195円	204円		235円
改定率	15.0%	20.0%		38.33%